

堺個審答申第102号  
(答申第137号)  
令和3年4月20日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会  
会 長 矢 口 智 春



答 申

令和3年4月14日付け堺感対第182号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	新型コロナワクチン接種予約管理システムについて
分 類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】
担 当 課	健康福祉局 健康部保健所 感染症対策課
審議方法	令和3年4月14日（第187回）

## 審 議 結 果

### 1 審議会の結論

堺市長が令和3年4月14日付けで堺市個人情報保護条例9条1項に基づき諮問した「新型コロナワクチン接種予約管理システム」については、新型コロナワクチン接種の予約について、市民の利便性を確保し、接種を滞りなく進めるために必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

### 2 留意事項

- (1) 次の事項について、市民への周知等を徹底すること。
  - ア 新型コロナワクチン接種予約管理システム（以下「本件システム」という。）での予約及びキャンセル等の方法について、丁寧に説明すること。特に、メールアドレスの誤入力がないよう確認を促す仕組みとすること。
  - イ 転入、転出やメールアドレスの入力誤りなどの理由により、市民自身では本件システム上で予約の登録・修正・削除ができないケースは、コールセンターで対応できる旨を市民に周知すること。
  
- (2) 次の事項について、本件システムを用いる業務従事者に対して指導を徹底すること。
  - ア 本件システムに関する情報セキュリティ実施手順等を遵守させること。
  - イ 本件システムから出力する予約一覧について、厳格に取り扱い方法を定め遵守させること。特に、予約一覧を接種会場へ送信・送付する際には、紛失・漏えいが発生しない方法で行うこと。
  - ウ 接種会場における個人情報の取り扱いについて、業務責任者を定め、厳格に取り扱い方法を定め遵守させること。